

スマイルサポーター感謝状伝達式・意見交換会報告



感謝状を伝達しました！

下記団体の長年にわたる道路・河川の清掃等の美化活動の功績に対し、令和8年2月17日（火）に当事務所の荒井所長から感謝状等を伝達しました。

スマイルサポーターの皆さんの活動によって道路・河川の良好な環境がつけられておりますことに感謝いたします。今後とも活動の継続をお願いいたします。



表彰区分	スマイルサポーター名称	活動区間
日本道路協会	北王商事株式会社	(一) 大鳥沢辺線
知事	西表自治会	(一) 真山高清水線
知事	株式会社東日本開発	(一) 若柳築館線
知事	パークゴルフ栗駒	一級河川三迫川

意見交換会を開催しました！



同日、スマイルサポーター意見交換会を開催しました。

栗原地方ダム総合事務所との共催で、30団体のサポーターの皆さんが参加し、ご意見ご要望をいただきました。高齢化や従業員の減少などにより、活動を維持するのが難しくなる中、工夫を重ねながら取り組みを続けていただきまして、ありがとうございます。



【主なご意見】

- ・毎年、植木を剪定し、見通しを良くしたいと思って活動している。老人会員も少なくなり大変なため、ボランティアを募集して運営している。いつまでできるか分かりません。
- ・どの地区も同じ悩みかと思うが、会員の高齢化が進み大変な状況である。しかし、高齢の方々も頑張っており参加されている。いろいろと情報交換ができるので、月一回の作業ではあるが楽しみにされている。大変だが続けたいと考えている。
→組織の状況に応じて活動内容を見直していただくなど、できる範囲で無理なくやっていただきたい。市の雇用創出、子育て支援などの施策により人が戻ってきて、スマイルの活動をとおして思いを繋げてもらいたい。もしも活動ができなくなった場合は、相談いただきたい。(土木事務所)
- ・車道や歩道に枝や植栽が張り出している箇所が多々ある。空き家が多くなってきており、持ち主の確認が難しい状況で皆様の対応について、どのようにしているのか教えてほしい。
→樹木の所有者に断りなく伐採することはできないため、所有者に伐採してもらうことが原則である。ただし、道路の通行ができないなど緊急を要する際は、道路管理者が対応する。
空き家で所有者が確認できない場合は、市の協力をもらいながら所有者にコンタクトを取り、了解が得られれば作業する。道路管理に支障がある場合などは、土木事務所へ相談いただきたい。(土木事務所)

- ・ 県の支障木伐採の業務と担当する区間が重なっている場合は、一報願いたい。
→来年度は、事務所の支障木伐採業務において、重複する区間があれば事前に連絡をさせていただく。(土木事務所)
- ・ 県道に張り出している木や土砂の撤去をお願いしたい。
→道路管理上の緊急性等を勘案し、予算の範囲内で対応していることから、来年度以降に対応する。(土木事務所)
- ・ 県道の植栽が枯れてきている。強風で倒れるなど、そろそろ植替え時期ではないか？
また、観光振興とアクセス（スマイルロードの取組み）を一体としてみるなど、宿泊税の使いみちについても、観光部署と横断的な予算措置を考えてほしい。
→植樹帯の木が枯れている件は、道路管理者が植えたのであれば、現場を見て対応したい。緑化の支援については、県庁担当課に相談していく。宿泊税については、所管外だが、県全体の効果のあるものに使うとの認識である。(土木事務所)
- ・ 除草機械の貸し出しについて教えてほしい。
→県の管理する河川において、河川愛護団体及びスマイルリバー認定団体が使用する場合は要件として貸し出している。貸出を受けようとする日の1か月前から7日前までに申請してほしい。燃料等の保有や留意点など、気軽に問い合わせ願いたい。(土木事務所)
- ・ 竹ぼうきと除草剤の交付をお願いしたい。
→スマイルサポーターの実施要領で、1団体につき1回の支給と決まっている。長年の使用による劣化について理解しているので、制度改正を含めて県庁担当課に要望していく。

【事務局からの連絡】

- ・ 以下の物品について、貸与物品を配備したので希望の際は事前連絡願いたい。
 - ① 安全ベスト（スマイルロード）
安全ベストについては、スマイルロード実施要領に基づき構成員5人ごとに1着の支給となっているが、活動中の安全面から貸与でも構わないから、全員着用できるようにしてほしいとのこと要望が昨年度の意見交換会であった。貸与品を予算の範囲内で整備したので活用願いたい。
 - ② 熊スプレー・クマ鈴
今年度のクマの出没に際し、予算の範囲内で貸与品を設置したので活用願いたい。
なお、どちらの物品も、あくまで安全な活動を補助するためのものであり、天候等、自然環境に応じた無理のない活動に留意いただきたい。

参加いただきました皆さんから、様々なご意見をいただきました。ありがとうございました。

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班

987-2251 栗原市築館藤木5-1（栗原合同庁舎）

T E L: 0228-22-2174

F A X: 0228-22-9049

E-mail: nh-khdbkgs@pref.miyagi.lg.jp

